

会計年度任用職員のあらまし

—令和7年6月5日現在—

- 1 任用期間 原則として採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度の任用をする場合があります。）
任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。
- 2 報酬等 ①報酬月額 157,400 円／標準月額（報酬額等は改定される場合があります）
②通勤経費 交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の18日分相当）を支給
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給
③その他 期末、勤勉手当を支給
- 3 休 暇 ①年次休暇
任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）
②年始・年末の休暇
1月1日～3日及び12月29日～31日
③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。
- 4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 5 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 勤務場所・勤務時間について

- ・ 4 週間を平均して 1 週間当たり 30 時間です。
- ・ 原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・ 業務の都合等により変更される場合があります。
- ・ 施設の敷地内は全面禁煙です。

区分	主 な 勤 務 場 所 ・ 勤 務 時 間	
○	佐久間支所（天竜区佐久間町）	8：30～17：15 のうち 7.5 時間（週 4 日）